

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づく  
女性の職業選択に資する情報の公表について

令和 2 年 7 月 3 1 日  
復 興 庁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（令和元年度）

区分	女性割合
非常勤職員	49.2%
任期付職員	0.0%

※復興庁で行っている職員の採用は非常勤職員及び任期付職員のみ。

2. 各役職段階の職員の女性割合（令和 2 年 1 月 1 日現在）

役職段階	女性割合
指定職相当	0.0%
本省課室長相当職	4.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	1.5%
係長（本省）相当職	19.0%

3. 管理職の女性割合（令和 2 年 1 月 1 日現在）

女性割合
4.3%

※「管理職」とは、給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員で、その属する職務の級が 7 級以上である職員を指す。

4. 男女別の育児休業取得率（令和元年度）

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	0.0%	—
非常勤職員	—	100.0%

※女性の常勤職員及び男性の非常勤職員で平成 30 年度中に新たに育児休業が可能となった職員はいなかった。

5. 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率（令和元年度）

	取得率	平均取得日数 (実際に取得した者の平均取得日数)
配偶者出産休暇 ※上限：2日	100.0%	1.8日
育児参加のための休暇 ※上限：5日	100.0%	4.0日

6. 年次休暇の取得率（令和元年）

平均年次休暇使用日数	13.1日
------------	-------

※本項目については常勤職員について把握したものを。

7. 職員に占める女性の割合（令和2年1月1日現在）

区分	女性割合
常勤職員	10.4%
非常勤職員	47.2%